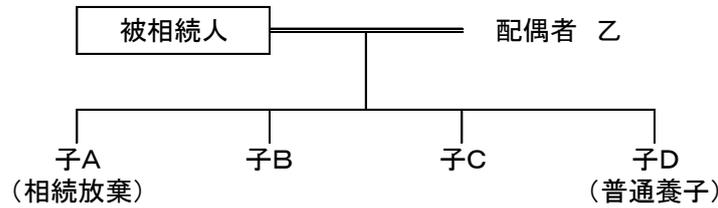


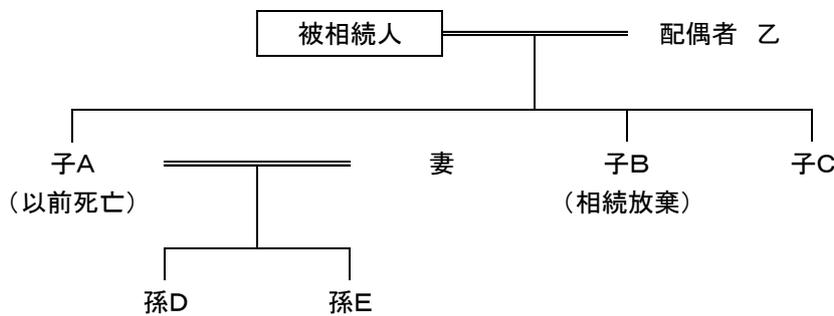
確認テスト

【1】次の親族関係図において、相続税の基礎控除額を計算しなさい (平成27年4月1日改正)
(親族関係図)



答え: 6,000万円 ※ 3,000万円 + 600万円 × 5人 = 6,000万円

【2】次の親族関係図において、民法で規定されている法定相続人と法定相続分を合わせて述べよ
(親族関係図)



(例) 配偶者 乙 1/2、子C 1/2

答え: 配偶者乙 1/2、子C 1/2 × 1/2 = 1/4、子D・E 1/2 × 1/2 × 1/2 = 1/8

次の () の中を記入しなさい。

- 【3】相続放棄をする場合は、相続の開始があったことを知った時から (3) ヶ月以内に家庭裁判所へ申述しなければならない。
- 【4】遺言は (15) 歳に達した者が作成した場合に限り、法的に効力のある遺言書となる。
- 【5】公正証書遺言を作成する場合は、証人が (2) 人以上必要となる。
- 【6】相続税の申告は被相続人の死亡の日を知った日から (10) ヶ月以内に申告しなければならない。
- 【7】被相続人が事業等を営んでいた場合には、相続人は相続の開始があったことを知った日の翌月から (4) ヶ月以内に所得税・消費税の準確定申告をしなければならない。
- 【8】贈与税の基礎控除額は (110) 万円である。
- 【9】相続時精算課税の場合は、累計 (2,500) 万円までは贈与税が課税されない為、毎年贈与できる。
- 【10】贈与税の配偶者控除は、婚姻期間が (20) 年以上で、居住用不動産、又は居住用不動産を取得する為の金銭の贈与であれば最高 (2,000) 万円まで控除することができる

確認テスト

次の□に数字を記入しなさい。（改正後）

相続税の課税価格：32,000万円と生命保険金1,500万円があった
 相続人：妻と後継者である子供Aと非後継者の子供B（愛人の子）
 遺産分割協議の結果：
 後継者Aの課税価格18,000万円、妻8,000万円、B6,000万円

相続税額の算出

①課税価格＝

32,000

万円

②基礎控除額＝

3,000

万円 + (600万円 × 3人) = 4,800万円

③課税遺産総額＝

27,200

万円

④法定相続分に応じた各人の計算 ※ 万円以下切捨て計算すること

| 相続人 | 法定相続分 | 法定相続分に応じた取得金額 | 法定相続分に応じた税額 | 相続税の総額 |
|-----|-------|---------------|-------------|--------|
| 妻 | 1/2 | 13,600 | 3,740 | 6,420 |
| A | 1/4 | 6,800 | 1,340 | |
| B | 1/4 | 6,800 | 1,340 | |

⑤実際に取得した分の各人の計算 ※ 万円以下切捨て計算すること

| 相続人 | 実際に取得した財産の課税価格 | 実際に取得した割合 | 按分した相続税額 | 配偶者の税額軽減 | 各人の相続納税付額 |
|-----|----------------|-----------|----------|----------|-----------|
| 妻 | 8,000 | 8/32 | 1,605 | 1,605 | 0 |
| A | 18,000 | 18/32 | 3,611 | 0 | 3,611 |
| B | 6,000 | 6/32 | 1,203 | 0 | 1,203 |
| 合計 | 32,000 | 32/32 | 6,419 | 1,605 | 4,814 |

相続税の速算表

| 法定相続分に応ずる所得金額 | 率(%) | 控除額(万円) |
|--------------------|------|---------|
| ～1,000万円以下 | 10 | — |
| 1,000万円超～3,000万円以下 | 15 | 50 |
| 3,000万円超～5,000万円以下 | 20 | 200 |
| 5,000万円超～1億円以下 | 30 | 700 |
| 1億円超～2億円以下 | 40 | 1,700 |
| 2億円超～3億円以下 | 45 | 2,700 |
| 3億円超～6億円以下 | 50 | 4,200 |
| 6億円超～ | 55 | 7,200 |

確認テスト

各1点（※【9】・【10】数式部分は各2点）計30点

- 【1】個人が個人で事業をしている場合で、兄弟姉妹で争続になるようであれば、事業用の不動産や動産に2,500万円まで非課税の**相続時精算課税制度**を適用して登記等を行うことにより、事業引受者が納税資金を確保することができる。
- 【2】会社組織の場合は株主・株数・出資口数等の合計**2分の1**以上を確保しておかなければ、経営安定は難しくなるので、株式の評価が下がった時に、贈与する場合は非課税110万円を使って数年にわたって移譲していく方法と相続時精算課税制度を適用する。相続時精算課税制度は2,500万円までは非課税になるが、特別控除額を超えた部分の金額については、一律**20**%の税率を乗じて贈与税額を計算する。
- 【3】**MBO**（マージメント・バイアウト）とは、会社の経営陣が株式を取得して経営権を取得する方法のことである
- 【4】M&Aとは**合併**と**買収**を意味する言葉で、会社全部を譲渡する場合や一部を譲渡する場合など、さまざまな形態がある。M&Aする時は秘密で始まり、秘密に終わることを基本とし、**秘密保持契約書**の締結からスタートします。
- 【5】事業承継税制とは、経済産業大臣の**事前確認**を受けなくても利用できるようになった。また、後継者は、現経営者の親族に限らず**適任者**を選ぶことが出来るようになっただけでなく、雇用80%維持要件が、5年間の**平均**で評価することになった。さらに、現経営者は、贈与時に役員を退社することとなっていたが、代表者退任要件へと変更になった為、取締役で残ることが可能となった。
- 【6】相続税猶予税額の計算で、現経営者の**個人債務**・葬式費用を**株式**以外の相続財産から控除することができる。
- 【7】中小企業の事業承継のより一層の円滑化を図るため、2代目から3代目に承継する場合に、**贈与税**の納税義務が生じないように、2代目から3代目に株式を**贈与**した場合には、猶予されていた贈与税の納税義務を**免除**する。
- 【8】取引相場のない株式は、同族株主と同族株主以外の株主に区分する。一般の評価会社の場合、同族株主は**原則的評価方式**で、大会社・中会社・**小会社**で判定。小会社の場合は、**純資産価額**で評価する。また、**類似業種比準価額**と純資産価額との併用方式を選択することもできる。

【9】純資産価格方式での1株当たりの純資産価格は

$$\frac{\text{相続税評価額による純資産価格} - \text{負債の合計} - \text{評価差額の法人税額等相当額} \text{ ②}}{\text{発行済株式数}}$$

② マイナスの場合は、0とします

【10】同族株主以外の株主が所有する取引相場のない株式は、特例的評価方式である**配当還元方式**で評価する。

$$\frac{\text{株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{株式の1株当たり資本金等の額}}{50\text{円}}$$